法第５５条　第５６条　第５６条の２　建築物の各部分の高さ　工作物（広告塔）

斜線制限における工作物（屋上広告塔）の取扱い

建築物の屋上の外部の全てを覆う広告塔（看板）について、次に該当するものは工作物とみなし、法第５５条、第５６条及び第５６条の２は適用しない。

① 外壁との間に３０㎝以上の隙間があり、分離していることが外部から確認できること。
② 建築物本体と構造的に分離しており、外壁と一体化していないこと。